

長崎県病院企業団監査委員公表

令和4年12月1日付け令和4年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月14日

長崎県病院企業団監査委員 下山満寛
同 松尾裕隆

長崎県病院企業団
監査委員 下山 満 寛 様
監査委員 松尾 裕 隆 様

長崎県病院企業団
企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年12月1日付け令和4年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果に対して、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

(1) 意見

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島では医療需要そのものが減少に向かう中で、患者数の増は望みにくい状況となっており、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれています。

このような中、国は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月）」において、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要との考えを示し、令和5年度までに「公立病院経営強化プラン」の策定を求めています。

今後、当企業団としても、令和2年度に策定した「長崎県病院企業団第3次中期経営計画」や、長崎県が策定した「地域医療構想」との整合性を図りつつ、将来を見据えた医療提供体制の構築や経営基盤の確立を念頭に置き、同プランの策定に取り組む必要があるものの、策定にあたっては企業団職員一人一人が当事者意識を持てるよう、それぞれの地域における課題や課題解決に向けた方向性、目指すべき目標などについ

て共通認識を形成しながら取り組む必要があります。

当企業団の経営状況は、平成27年度以降、5年連続で経常損益が赤字となっていたが、令和2年度は国や県からの新型コロナウイルス感染症対策の補助金等の支援もあり2,564,363千円の黒字を達成しています。令和3年度においても、令和2年度に引き続き1,398,204千円の黒字を達成したものの、医業収益は令和2年度と比較して200,531千円悪化しており、令和5年度以降は新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助金等も減少する可能性があることから、引き続き経営改善に取り組む必要があります。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、社会保障制度改革等の政策に適切に対応するとともに、現行の「長崎県病院企業団第3次中期経営計画」の目標達成に向け、企業団病院が一丸となって取り組む必要があります。

また、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている「郷診郷創」（「地域での受診が、地域を創る」）の取組を行政と一体となって引き続き推進し、患者満足度をさらに高め、魅力ある病院づくりに取り組んでいく必要があります。なお、地域住民に経営実態を知っていただき、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただくことも重要であります。

② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力に推進すべきであります。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、また患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になることから、「郷診郷創」の第一歩となっていくものと考えられます。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額133,406千円で、前年度末に比し30,008千円増加（対前年度比29.0%増）しています。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取組には、まだ温度差があります。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取組を徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要があります。

また、連帯保証人への請求や分割納付の積極的な活用などの取組も強化する必要があります。

あるとともに、回収の見込みがない未収金については、不納欠損の事務処理を速やかに進め未収金の解消に努める必要があります。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は令和3年6月の新たな閣議決定において、後発医薬品の数量シェアを、令和5年度末までに80%以上にする普及目標を示しています。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和3年度は企業長の職務目標として85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、その実績は数量ベースで75.4%（前年度数量ベース76.5%）となり目標を達成できませんでした。

DPC対象病院では目標を達成しているが、それ以外の病院で採用率が低調な病院もあることから、国の目標の達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要があります。

⑤ 事務処理について

事務処理については、監査資料の作成をはじめ、依然として軽微な誤りが見受けられ、多くの資料の差替等が発生していることから、上司が部下の業務内容を確実にチェックするなど、いわゆるジョブ・トレーニングの徹底を図る必要があります。また、監査を通じて指摘・指導した内容について各病院が共有し、事前にセルフチェックできる体制も構築する必要があります。

物品購入等の契約事務について、各病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられます。特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにもかかわらず、1者応札が多数見受けられ、競争性が発揮されているとは言い難い状況にあります。今後、できる限り多くの業者が参加できるような発注方法の検討を進める必要があります。

その他、医療機器の更新時期やメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないか検討を進める等、経費節減に向けさらなる努力が必要であります。

(2) 講じた措置

① 病院経営について

企業団病院がある離島や県の周辺部では、年々、人口減少や高齢化が進んでおり、特に離島では、医療需要そのものが減少し、患者数の増加は望みにくい状況となる中で、いかに「縮小の時代を生き抜く知恵と勇気」を発揮しながら、医療機能を維持しつつ、地域の医療ニーズの変化に的確に対応していくか、常に検討していく必要があると考えています。

このような中、病院企業団としましては、現行の第3次中期経営計画を見直す形で、今後、国が求める「公立病院経営強化プラン」の策定に取り組む予定であります。

策定にあたっては、現在、新型コロナウイルス感染症対応のために休床にしている病床の今後の運営について、効率的な医療提供体制の構築や県の地域医療構想との整合を念頭に置きつつ検証を行い、その検証結果を反映させるとともに、企業団職員一人一人がプランに掲げる目標達成に向け、当事者意識を持てるよう、各地域や病院ごとの取組についても、十分な検討を行ったうえで策定してまいりたいと考えています。

また、平成29年度から5か年計画で「郷診郷創～地域での受診が地域を創る～」をスローガンに掲げ、患者受療動向の分析や患者ニーズの把握を行い、その対策の実践や必要な情報発信など、行政と協働して、より一層信頼される病院づくりに取り組んできましたが、令和4年度以降もこの取組の継続を決定したところであり、引き続き患者の地域外流出からの呼び戻しに努めてまいります。

加えて、この「郷診郷創」の取組を通じて、地域住民に病院の経営実態を分かりやすくお示しし、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただけるよう努めてまいります。

② 行政と協働した健康診断の推進について

長崎県では「健康長寿日本一」の実現に向けて、「長崎健康革命」を旗印に掲げ、県民運動として健診受診率向上など健康寿命を延ばすための取組を推進しているところであり、当企業団においても、地元市町に対して地域住民への受診呼びかけの強化を依頼するとともに、アフターコロナを見据え、引き続き健診・人間ドックの受診日や受診項目の増、出前講座の開催などを通じて、受診率の向上に努めてまいります。

また、受診者に対しては、受診内容の丁寧な説明や、受診後の細やかな声掛けを行うことで、信頼関係を構築してまいります。

なお、離島地域の病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

③ 未収金対策について

未収金については、引き続き、新規発生防止に努め、定期的な訪問徴収を中心とした早期回収に取り組むことで、縮減を図ってまいります。

また、連帯保証人への請求や分割納付の積極的な活用などの取組も強化するとともに、回収の見込みがない未収金については、不納欠損の事務処理等を速やかに進め、未収金の解消に努めてまいります。

なお、各病院の取組は別紙のとおりです。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団

経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しています。

また、国が令和3年に示した新たな普及目標の達成に向けて、「第3次中期経営計画」においても各病院の数値目標を盛り込むなど、計画的な後発医薬品の使用促進を図ってまいります。

なお、各病院の取組は別紙のとおりです。

⑤ 事務処理について

監査資料の作成や契約事務も含む事務処理全般については、適正な事務がなされるよう、職場内の基本的なチェック体制の徹底を図るとともに、ジョブ・トレーニングを通じて全体的な事務処理能力の向上に取り組むほか、財務事務担当者会議や庁内LANを活用して過去の監査の指摘・指導事例の共有を図ってまいります。

離島における医療機器入札については、可能な限り多くの業者が入札参加できるよう、公告の方法の見直しや、医療機器の更新時期及びメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないかなど、引き続き検討を進めてまいります。

なお、更新に多額の費用を要する電子カルテについては、原則7年以上使用する方針を定めたところです。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	—
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時：高額療養費限度額制度の説明をしています。 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底をしています。 ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認しています。 ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底しています。 ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施をしています。 ○クレジットカード・デビットカード払いを導入しています。
④ 後発医薬品の使用促進について	○回収対策 ○連帯保証人への督促状況 ○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等 ○精神科薬以外の医薬品から切り替えを進めています。

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見） 講じた措置等	
② 行政と協働した健康診断の推進について	—
③ 未収金対策について	<p>○発生防止対策</p> <p>○下記のとおり対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院患者への対策強化。（支払が延納となる可能性の高い患者に対して、連携室メディカルソーシャルワーカーと共同し、公的支援も含めての相談対応。退院日前の概算額提示など。） 入院申込書への記載内容の追加。（患者、家族、連帯保証人、それぞれの勤務先欄、自宅と携帯電話の電話番号欄を追加し、患者及び関係者の身元をしっかりと把握することで支払いを免れることが困難であることを印象付ける内容とした。） 時間外預り金制度の継続。令和2年4月から預り金額の増額。 土曜日及び日曜日会計窓口の開設により、休日退院時などの利便性向上。 平成30年7月からクレジットカードでの支払方法を導入。
○回収対策	<p>○下記のとおり対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書送付による督促の徹底。 昼夜の電話連絡による督促、月2回の臨戸訪問。 来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 平成24年度から債権回収会計年度任用職員の配置。 土曜日及び日曜日会計窓口の開設により利便性向上。 未収者やその家族と接触出来ない場合、勤務先や帰省先への電話連絡、臨戸訪問。
○連帯保証人への督促状況	<p>○下記のとおり対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未収者やその家族と接触できない場合や支払約束が不履行の場合には、連帯保証人に対して文書送付や電話連絡、臨戸訪問による督促。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<p>○下記のとおり対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払能力があり、かつ、悪質な場合があれば、弁護士と相談し、実施を検討。
④ 後発医薬品の使用促進について	<p>○令和2年度末の後発医薬品使用割合（数量ベース）は96.7%であり、令和3年度は96.5%と微減。令和4年度は、10月末までの7カ月間で、94.1%とさらに減少しました。後発医薬品メーカーの他剤混入事件に端を発した医薬品の流通不足が原因であり、採用品目の供給停止や製造中止等が相次ぎ、先発品目に戻さざるを得ないケースが発生しました。年2回開催している後発医薬品推奨品目検討委員会において今後も積極的に切り替えを検討し高い水準を維持できるよう努めます。</p>

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	<p>○今年度の新たな健診事業としては、五島市の胃がん内視鏡検診の読影が開始されました。これは五島市の開業医及び当院の医師が五島市の胃がん内視鏡検診の一次読影、二次読影を実施することで、診断精度の向上を目指す取組となっています。11月より開始し、当院は11月に9件、12月に5件読影を行いました。</p> <p>○また、今年度もJMS（ジャパン・マンモグラフィ・サンデー）に参加し、日曜日に乳がん検診を実施しました。五島市の広報誌等を利用して市民に周知することで、今年度は12件の検査（マンモグラフィ、エコー）を実施することができました。</p> <p>○今後五島市と連携強化を図りながら健診事業の拡大を目指していきます。</p>
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	<p>○限度額適用認定申請の利用促進により、患者の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。</p> <p>○診療費の一括払いが困難な患者については分納制度を案内し、相談を受けます。</p> <p>○会計ができない時間帯の救急外来受診については預り金を徴収します。</p>
○回収対策	<p>○督促書・催告書を発行します。</p> <p>○納入通知書を送付します。</p> <p>○電話連絡を行います。</p> <p>○来院時面談し状況確認を行います。</p> <p>○自宅訪問を行います。</p> <p>○患者本人による支払いが不能な場合には、連帯保証人へ連絡を取り支払いをお願いしています。</p>
○連帯保証人への督促状況	
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<p>○基本的には分納相談や面談、督促等で対応します。</p> <p>○悪質な患者については今後法的手段も検討していきます。</p>
④ 後発医薬品の使用促進について	<p>○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討しています。令和3年度はモニラック・シロップという薬剤の使用量が増加したため、前年度より後発医薬品使用率が悪化（令和3年度の後発医薬品使用率は数量ベースで88.9%）していますが、令和4年度は対策を講じ92.1%まで回復しています。引き続き後発医薬品の使用促進に努めます。</p>

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

	監査の結果（意見） 講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○五島市との定期的な業務連絡会などで連携をとり、特定健診等の推進を図ることで、前年度より健康・医療相談件数が958件増加しました。今後とも行政と協働した健康診断の推進に取り組んでいきます。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時の入院誓約書を必ず記入していただきます。 ○土日の退院を極力なくし、事前に支払額を提示し退院時に清算していただけるよう対応します。 ○時間外の受診について、預り金制度を実施。預り金をいただけない方については、住所や連絡先の確認を行い、日誌へ確実に記入を行っています。 ○時間外受診の預り金整理簿を作成し、長期間清算に来ていない方がいないか定期的に確認を行っています。
○回収対策	○入院誓約書の保証人を確実に記入していただいています。 ○清算に来ていない方について、電話で連絡をとり回収に努めています。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行っていきます。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○地域、島内特有の顔見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○院内で協議し、使用促進に努めていきます。 ○院外薬局と定期的に話し合いを行っているため、後発医薬品の使用促進についても連携を図っていきます。

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○五島市が発行している「特定健康診査受診券」の富江地区分の情報を国保健康政策課から受け、当院における受診情報を国保健康政策課へ報告をしています。11月から開始された五島市の胃内視鏡検診についても、積極的に実施しており、前年度よりも受診数は増加しています。今後とも行政と協働した健康診断の推進に努めていきます。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時は、連帯保証人をとっています。 ○時間外時には、保険証・住所・電話等の確認を行っています。 ○時間外時に診療費の預り金を実施しています。
○回収対策	○未収金の担当者を設置し、未収金の把握、分納申請の受付、戸別訪問を実施し、未収金の抑制と回収強化に努めています。 ○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行います。 ○電話にて督促を実施しています。 ○電話督促にて回収できない場合、3ヶ月おきに督促状を発行し郵送しています。また、銀行からも手数料なしで振込ができるように、納入通知書もあわせて送付しています。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対する協力依頼を行っていきます。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質の場合があれば、最終的な手段として検討します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○後発品の積極的な使用に向けて、薬事委員会では先発品から後発品へ変更し、後発品の採用品目の増加に努めています。後発品の出荷調整が多数あり、後発品の納入に支障があるものの、数量ベースで80%以上を目指しています。

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	<p>○町主催の各地区で開催される「健康道場」や「健康まつり」、当院の「病院フェスタ」開催を予定していたものの、コロナの影響で開催の目的が立っていません。開催できる状況となれば、住民の健康に対する意識向上に努め健診受診率の向上を図っていきます。</p> <p>○毎年健診枠、土曜健診、がん検診等について町と協議し、受診率向上のための意見交換を行っています。</p>
③ 未収金対策について	<p>○発生防止対策</p> <p>○回収対策</p> <p>○原則、退院時・受診時支払いの徹底に努め、不可能な場合、入院・高額外来については分納・延納申請書を記載していただきます。</p> <p>○本人と連絡が取れない場合又は、本人と連絡がついても支払いにみえない場合に行っています。</p>
④ 後発医薬品の使用促進について	<p>○悪質な事例については法的手続きについても検討します。それ以外は、これまでどおり分納相談や頻回の連絡、面談などで対応します。</p> <p>○薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討しています。安全性・有効性を確保しつつ後発医薬品の採用促進に努めます。</p>

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○毎年3月に町と協議し、受入枠の調整や受診率向上の意見交換を行っています。平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施しています。
③ 未収金対策について	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらっています。また、預り金制度も導入しています。
○発生防止対策	○未収金発生後は電話連絡をします。連絡が取れない場合は文書にて通知します。
○回収対策	○現在は事例がありません。
○連帯保証人への督促状況	○従来どおり分納相談や戸別訪問等で対応します。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定しています。引き続き使用促進を図っていきます。
④ 後発医薬品の使用促進について	

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○健診の受診率の向上に向けて、来院患者への個別の声掛けと、毎年3月には町と綿密な協議を行い、健診を住民に推進しています。それと並行して、平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からはみなし健診を実施して、健診を受診しやすい環境作りにも力を入れています。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当所は、入院や時間外診療もないため、未収金発生はほとんどありませんが、あった場合は、その場で当事者と相談し、その日可能な金額のみ当日支払っていただき、残額の支払日を約束していただくようにしています。
○回収対策	○まず電話連絡をします。連絡が取れない場合は文書にて通知しています。
○連帯保証人への督促状況	○現在、連帯保証人が必要となる事例は発生していません。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○発生時には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応することとしています。
④ 後発医薬品の使用促進について	○当所は上五島病院の附属診療所であるため、使用する薬品は上五島病院薬事委員会にて採用薬を決定しています。今後も引き続き使用促進を図っていきます。

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○令和3年度の国保加入者の特定健診は1,145件、後期高齢者については171件です。今後、対馬市と協議を重ね、さらなる推進を図ります。
③ 未収金対策について	○未収金管理マニュアルに基づき、防止対策を実施します。
○発生防止対策	○電話、文書による督促・催告並びに臨戸徴収を実施します。
○回収対策	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っています。
○連帯保証人への督促状況	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定です。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○令和4年3月末現在の採用医薬品数は1,338品目、うち後発医薬品がある先発品数は633品目、後発医薬品は535品目です。今後さらなる使用促進を図ります。
④ 後発医薬品の使用促進について	

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○市及び消防団と協議・調整し訓練時に健康診断を実施しました。（12件実施） ○次年度以降も実施予定であり、特に40才以下の健康診断が実施できるように調整をおこなっていきだ いと考えています。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入しています。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いを導入しています。 ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかに行うようになっています。
○回収対策	○電話及び文書で督促・催告通知をしています。 ○毎月訪問徴収を実施しています。（発生日から2カ月をめぐりに訪問を行うことにしています。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めています。
○連帯保証人への督促状況	○令和元年度分で、連帯保証人に督促しなければならぬ事例が発生し、連帯保証人の支払で完済していただきまし た。その後は連帯保証人への督促を必要とす事例は発生していません。
○支払督促制度などの法的手続きの 検討状況等	○現在滞っている未収金はなく、また未収金の件数も少なく小額なため、これまでどおり分納相談及び戸別訪問で対 応してまいります。
④ 後発医薬品の使用促進について	○現在使用数の高い薬品から後発医薬品へ変更しており、引き続き実施してまいります。

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県吉岐病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 行政と協働した健康診断の推進について	○吉岐市並びに吉岐医師会と協力し、特定健診及びがん検診の受診率向上に取り組んでいます。大腸がん検診の結果に基づく二次健診の受診勧奨に努めています。
③ 未収金対策について	○限度額適用認定申請の制度説明を入院時に必ず実施し、窓口負担額の抑制に努めます。 ○退院決定の際には、概算額の事前連絡を徹底し、退院日の清算に努めます。 ○時間外の預り金制度を継続して実施します。
○回収対策	○未納通知、督促状を発行し、支払期限を定めて催促を行っています。 ○退院日に完納できない場合、分納計画（債務証書）の記入を求め、計画に沿って電話連絡を行っています。 ○支払い期限を過ぎた場合や分納計画に沿って個別訪問を実施しています。
○連帯保証人への督促状況	○分納計画に沿って入金がない場合は連帯保証人へ連絡し、協力依頼を行っています。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○これまでどおり分納相談や個別訪問で対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○院内の後発医薬品使用割合は安定して90%以上となり、継続して実施してまいります。

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和3年度末における過年度未収金は、9,606,140円で、前年度末と比較して約12万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。 なお、未収金の回収（対象者等との接触）は文書による対応だけでなく、必要に応じて対面による対応にも取り組むこと。 また、過年度未収金については、医事と財務の連携不足による未収計上誤りが多く見受けられたため、内部連携の強化を図ること。</p> <p>2. 勤務時間について 月に100時間超の時間外勤務を行った職員について、産業医による面接を行っているため、産業医の面談指導を行うこと。</p> <p>3. 契約事務について 清掃業務委託（4～9月）について、担当者が入札・契約手続きを失念したため、3月下旬に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を行っているが、記載の条項は災害時など人命に関わる場合のみ適用されるものと解釈される。 担当者が手続きを失念したこと、3月下旬に急遽随意契約を締結しているが、今後は手続きの漏れがないよう、組織としてチェック体制の構築も含め、適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 引き続き未収金の減少に努めるとともに、対象者等との接触については文書対応だけでなく、対面相談等も行うよういたします。 また、過年度未収金の計上誤りを無くすため、定期的に医事が管理している未収金との照合を行います。</p> <p>2. 勤務時間について 今後、月に100時間超の時間外勤務を行った職員については、産業医の面接による保健指導を行うよういたします。</p> <p>3. 契約事務について 契約事務の遅滞が生じないよう、複数体制で進捗状況を把握し、法令に基づき適正に処理します。</p>

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和3年度末における過年度未収金は、12,716,751円で、前年度末と比較して約430万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 監査資料について 資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレーニングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取り組むこと。</p> <p>3. 勤務時間について 36協定の上限である月80時間以上の時間外勤務命令を行っているため、適正に処理すること。</p> <p>4. 服務関係について 営利企業等従事許可について、遡って承認しているもの、部門長の確認がないもの、非常勤講師の委嘱の決裁がないもの等の不備が散見されるため、適正に処理すること。</p> <p>5. 契約事務について 自動販売機の公有財産使用許可について、昨年度指導事項にも関わらず引き続き平成16年の入札結果をもとに随意契約としているため、他の業者も入札を入札を行うなど、適切に処理すること。なお、改善にあたっては、担当者任せとすのではなく、必要に応じて上司がフォローに入るなど、組織的に取り組むこと。</p> <p>予定価格が100万円を超える場合には、漏れなく予定価格調書を作成すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも電話催告、文書督促、訪問催告を実施し、新たな未収金の抑制とさらなる未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 監査資料について 指摘を受け、上司によるチェック、ジョブトレーニングの徹底を行い、事務の適正な業務遂行に努めていきます。</p> <p>3. 勤務時間について 協定の上限を超えるような時間外については、部門長へ状況の確認等や指導を行っています。80時間を超えた場合には、「面接指導に関する申出書」を渡し、申出があれば面接指導を行っています。</p> <p>4. 服務関係について 適正な時期に起案し承認を得ることを再確認し、適正に処理するよう改善しました。</p> <p>5. 契約事務について 自動販売機の公有財産使用許可については、令和4年度中に一般競争入札を実施するよう手続きを進めており、入札により決定した事業者と令和5年4月からの契約締結を行い、自動販売機の設置を行う予定としていきます。</p> <p>財務事務の遂行にあたっては、長崎県病院企業団財務規程の確認を行い、適切な処理に努めていきます。</p>

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和3年度末における過年度未収金は、19,939,384円で、そのうち補助金（3,980,000円）を除くと、前年度末と比較して約320万円の増加である。新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。 特に、公的機関の過年度未収金に関しては、実際には入金があり過年度未収金への計上の必要がなかった事例や、重複して計上されている事例など、明らかに事務処理の誤りに基づく事例が複数見受けられたため、早急に現在の状況を確認のうえ、適切に事務処理を行うこと。 また、未収金情報管理簿の様式については、変更されているが、内容等についてさらなる改善を図ること。</p> <p>2. 監査資料について 資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレーニングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取組みたい。</p>	<p>1. 未収金について 未収金については、引き続き分納相談、督促等により対応し、回収に向けて努力していきます。 公的機関の過年度未収金につきましては、入金されていたにも関わらず誤って未収計上されたので、削除いたしました。今後このような誤りがないよう確実に処理していきます。 未収金整理簿につきましては、担当者以外でも把握できるよう都度改善していきます。</p> <p>2. 監査資料について 決裁時のチェック体制を強化し、事務処理ミスの防止に取り組めます。</p>

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和3年度末における過年度未収金は、1,625,655円で、前年度末と比較して約3万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。 また、未収金情報管理簿の様式は変更されているが、内容等についてさらなる改善を図ること。</p> <p>2. 給与事務について 期末・勤労手当について、昇任者の役職加算を反映していないため、適正に処理すること。</p> <p>3. 契約事務について 単価契約の方法について、当初の執行同時に、単価＝予定価格として設定しており、年間数量×予定単価＝予定価格として設定されていないため、予定価格調書や契約書の作成漏れが見受けられる。単価契約の場合で予定価格を設定する場合、予定単価×年間予定数量とすること。 3万円以上の物品購入について、見積合わせを行わずに1者での随意契約を行う際には、施行伺いとその理由を記載し、かつ随意契約検討シートを作成することとなっているため、適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金の管理をきちんと行い、清算が終わっていない方について早めに連絡を取るなど、新たな未収金の抑制・減少に努めます。 また、未収金情報管理簿について、他の病院のものを参考に内容等を改めました。情報が一目でわかるよう整理し、未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 給与事務について 誤りがあったものについて修正・追給を行いました。今後、誤りがないよう適正に処理します。</p> <p>3. 契約事務について 単価契約の方法及び物品購入時の随意契約方法について、再度確認を行いました。今後、契約事務を行う際にはその都度マニュアルを確認し、またチェックリスト等も活用し、適正な処理に努めます。</p>

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和3年度末における過年度未収金は、344,444円で、前年度と比較して約1万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 給与事務について 住居手当の認定にあたり、領収書等の添付がなされていないため、適正に処理すること。</p> <p>3. 契約事務について 契約保証金免除申請書の同種同規模の履行証明書について、同種同規模でない証明が添付されていたため、適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新規発生の防止に努めます。</p> <p>2. 給与事務について 今後は、指摘のとおり適正に処理します。</p> <p>3. 契約事務について 今後は、指摘のとおり適正に処理します。</p>

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和3年度末における過年度未収金は、34,595,657円で、そのうち補助金（26,745,000円）を除くと、前年度末と比較して約40万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。 また、未収金管理台帳の変更を検討しているが、今のところ改善すべき点が多く、不十分である。他病院の取組状況を参考にすることで速やかに改善すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金については、今後とも減少に努めます。 また、未収金管理台帳については、改めて検討します。</p>
<p>2. 医薬品の管理について 令和元年9月から薬品の在庫管理ができていなかったことが令和3年9月判明している。チェック体制が機能していなかったことが原因であり、チェック体制の徹底を図るよう改善すること。 また、在庫管理の徹底を図り、期限切れに伴う棚卸資産減耗費のさらなる縮減に取り組むこと。</p>	<p>2. 医薬品の管理について 薬品の在庫管理については、実際に薬剤を在庫する際は薬剤師と薬局助手の2人体制でダブルチェックをするようにし、システムへの入庫処理の際は、薬剤師又は薬局助手が入力をして、再度、事務職員が確認をするようにしています。 在庫管理システムについては、現在は数量及び金額を合わせており、毎月試算表との金額に大きな差異が無いかを確認しています。</p>
<p>3. 監査資料について 資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレーニングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取り組むこと。</p>	<p>3. 監査資料について 監査資料の作成については、本部と調整しながら、担当者その他の職員によるチェックを行い、事務処理のミス防止に努めます。</p>
<p>4. 給与事務について 会計年度任用職員の初任給算定について、初任給算定等が添付されておらず、初任給の算出過程が不明となっているため、適正に処理すること。</p>	<p>4. 給与事務について 前歴換算等、報酬額の決定根拠が必要なものについては、指摘後適正に処理するよう改善しました。</p>
<p>5. 勤務時間について 月45時間以上の時間外勤務を7月以上行っているため、労働基準法等に則って適正に対応すること。</p>	<p>5. 勤務時間について 該当職員へ部署内で業務分担をするように促し、時間外勤務の縮減に努めています。</p>
<p>6. 服務関係について 年次休暇の取得について、年5日の取得ができていないため、労働基準法等に則って適正に対応すること。</p>	<p>6. 服務関係について 計画的に年休の取得に取り組みます。</p>

7. 契約事務について
昨年度の指摘「ナースパワーの契約が自動更新になっているため、適切に処理すること。」に対し、監査資料に「ナースパワーの契約を適切に処理するように改善しました。」とあるが、改善が確認できないため、適正に処理すること。

ティードイスペンサメンテナンステナンス付リースの複数年契約について、予定価格を5年間の総額とするところを、1年間分で予定価格を設定していただくため、契約書も作成されていない。複数年契約の場合は、総額で予定価格を設定するとともに、契約書については漏れなく作成すること。

予定価格調書の作成について、予定価格調書に記載されている予定価格と設計書に記載されている設計価格が異なるケースがあったため、予定価格の設定に際しては、漏れなくその積算根拠を明確にしておくこと。

100万円を超える医療機器購入について、検収調書がないものがあったため、漏れなく作成すること。

7. 契約事務について
令和5年度契約から毎年度更新するよう改善します。

複数年契約の際は、総額での予定価格の設定および契約書の作成について、漏れないように、今後は適切に処理します。

予定価格の設定の際は、積算根拠の漏れがないように、今後は適切に処理します。

100万円を超える医療機器購入について、検収調書の漏れがないように、今後は適切に処理します。

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所 有川医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 契約事務について 契約保証金免除の適用について、財務規程第148条第1項第3号を適用しているが、同規程の適用にあたっては、国または地方公共団体に対する同種、同規模契約の履行完了の実績を2件以上確認することが要件となるので、契約相手方より根拠となる資料を徴取すること。 工程表、完成通知書が備わっていない事例があったため、工程表については、契約締結後7日以内に提出を求め、完成通知書については履行が完了した際に速やかに提出を求めること。</p>	<p>1. 契約事務について 指摘後適正に処理しています。 指摘後適正に処理しています。</p>

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指摘事項	措置状況
<p>1. 給与事務について パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について、1日の勤務時間から7時間45分に満たない場合の支給単価が125/100で支給されており、上五島病院及び有川医療センターの取扱と相違しているため、適正に処理すること。</p> <p>2. 服務関係について 会計年度任用職員の年次休暇の繰越について、日数のみ繰越し、残りの時間数を切り捨てているため、適正に処理すること。</p>	<p>1. 給与事務について 上五島病院及び有川医療センターに確認し、今後は100/100で適正に処理します。</p> <p>2. 服務関係について 年次休暇の繰越については、残り時間数も適正に繰越すようにします。</p>

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県刈馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和3年度末における過年度未収金は、36,373,906円で、前年度末と比較して約250万円の増加である。新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 監査資料について 資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレニングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取り組むこと。</p> <p>3. 契約事務について 固定資産購入関係について、指名競争入札の辞退届が確認できないものが散見されるため、適正に処理すること。</p> <p>4. その他について 総勘定元帳が備え付けられていない。財務規程第15条に備えなければならぬ帳簿の記載があるので、確認のうえ適正に対応すること。</p>	<p>1. 未収金について 新たな未収金を抑止する措置として、未収金取扱要領に基づき電話確認、文書督促を徹底し、未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 監査資料について 毎月ごとに資料と試算表の確認を励行し、その積み上げにより年度末の監査資料の精度を上げ、事務処理ミスの防止に取り組みます。</p> <p>3. 契約事務について 入札を辞退する場合は、指名業者からの辞退届提出を徹底し、今後漏れがないよう適正に処理します。</p> <p>4. その他について 当日、総勘定元帳は会場に持参していましたが、当日の説明不足等により監査時間内に提示できなかつたものです。次回以降、適切に対応します。</p>

(別紙様式)

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 人事事務について 会計年度任用職員要綱の服務・休暇関係については、本部が示した要綱 内容で統一することとなっているが、本部内容と異なった部分があるた め、同要綱を確認のうえ、適正に処理すること。</p>	<p>1. 人事事務について 指摘のとおり本部が示した要綱内容のとおりに改正しました。</p>

令和4年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県香岐病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和3年度末における過年度未収金は、17,122,895円で、前年度末と比較して約150万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 患者満足度調査について 昨年度、指導事項について改善がなされていないため、改善に向け取り組みこと。（昨年度の指導事項：独自調査を行っているようだが、業務負担も大きいと思うので、全国規模のどれかを使って実施し、全国的に同じ規模の病院との比較ができるようにすること。）</p> <p>3. 監査資料について 資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブシートリングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取り組むこと。</p> <p>4. 給与事務について 在職期間（期末手当）、勤務期間（勤勉手当）の除算について育児休業期間が1か月に満たない場合は除算対象とならないが、除算を行っていたため、適正に処理すること。</p> <p>給与の減額について『勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給』することとされているが、1時間未満の端数部分についても減額を行っていたため、適正に処理すること。</p> <p>5. 勤務時間について 休憩時間帯に急な業務が入り休憩を取れない場合は、勤務時間中に必ず休憩を与えらるること。</p> <p>6. 契約等に関するもの 1者随契について、随意契約検討シートが添付されていないため、作成のうえ添付すること。</p>	<p>1. 未収金について 指摘のとおり、新たな未収金の抑制・未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 患者満足度調査について 指摘のとおり、独自調査から委託へ改善します。</p> <p>3. 監査資料について 指摘のとおり、事務処理ミスの防止に取り組みます。</p> <p>4. 給与事務について 適正に処理します。</p> <p>適正に処理します。</p> <p>5. 勤務時間について 救急患者の対応・入院患者の対応により定められた休憩時間に取りれないケースがあります。交替での休憩時間の確保に努めます。</p> <p>6. 契約事務について 指摘のとおり、今後は随意契約検討シートを作成し添付します。</p>